

(3)

# 犯罪被害者支援 自治体で大きな開き

犯罪に巻き込まれた人や家族は心身ともに大きく傷つき、日常生活するまでもななくなってしまう場合も少なくない。平穡な暮らしを営めるようになるまでは、さまざまな支援が必要である。

そうした多くの苦しみを抱える被害者の体験や声を、支援条例に反映させる自治体が現れている。

例えば、神奈川県秦ヶ崎市

は「犯罪被害者等支援条例」を制定し、11月25日に施行する予定だ。

この条例は、犯罪被害者団体や有識者らで構成する「被害者が創る条例研究会」が独自にまとめた案を参考にしたもので、見舞金制度を含めた支援内容が盛り込まれている。

具体的には、自宅などが犯

罪現場となり、引き続き居住

することができない被害者ら

のために、転居費用や家賃を

補助する制度を創設する。

これまでにも公営住宅へ優先的に

入居できる仕組みはあるが、

必ずしも被害者の生活条件

に合った住宅が提供できない

場合もあることを踏まえた措

置だ。

また、犯罪被害によって生

犯罪被害者とその家族らの支援を国と自治体の責務と定めた「犯罪被害者等基本法」の施行から10年。公明党の地方議員の後押しもあり、被害者への支援強化に乗り出す自治体も現れる一方、自治体間での取り組みの「温度差」も浮き彫りになっている。

## 家事・介護援助する市も 被害者らの声を施策に反映

活に支障をきたしている人に 対しては、家事・介護をサポートする人材の無償派遣を実施(上限60時間)する。子どもたちが一時預かりが必要と認められた場合は、その費用も一括して支給する独自の制度を設けている。加害者の損害賠償が確定し、部補助する。

一方、兵庫県明石市は、昨年度から損害賠償金を市が立

て替えて支給する独自の制度を設けている。

ただ、こうした条例や制度

を受け、市は条例を改正し、被

害者から損害賠償請求権を譲り受けた代わりに、賠償額上

限300万円)を立て替えて支給するようにしている。

ただ、こうした条例や制度

を受けている自治体は、まだ

少ないのが実情だ。

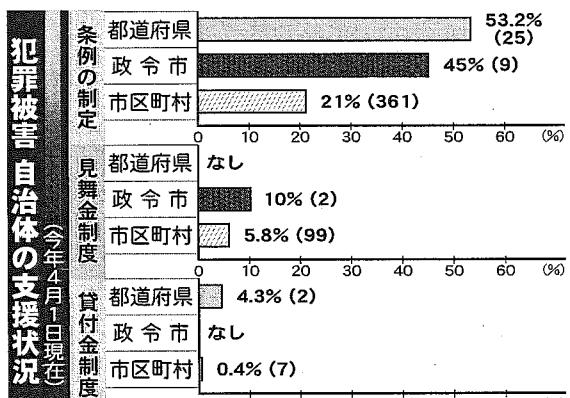
ても、経済力などの問題により受け、市は条例を改正し、被害者から損害賠償請求権を譲り受けた代わりに、賠償額上限300万円)を立て替えて支給するようにしている。

ただ、こうした条例や制度

を受けている自治体は、まだ

少ないのが実情だ。

常磐大学  
大学院  
諸澤英道教授に聞く



※%は都道府県47、政令市20、市区町村1721中の割合。( )内の数字は自治体数  
※犯罪被害者白書より作成

に犯罪被害者給付金の拡充や、刑事裁判への被害者参加制度の導入など、被害者の権利保護策を前進させてきた。政府の犯罪被害者白書によれば、今年4月時点で、被害者からの問い合わせや相談に応じる総合窓口を設けていない市区町村は、依然1割残っている。被害者支援に関する条例を制定した自治体は、都道府県と政令市で約1割に上るが、市区町村レベルでは約2割といどまる。【グラフ参照】。見舞金制度は全自治体の約6%、生活資金などを貸し付ける貸付金制度も全自治体の0・5%にすぎない。

被害者の暮らしを自治体にすることで、支援内容が大きな開きがあるのは問題だ。犯罪被害者からは改善を望む声が上がっている。



犯罪被害者は少ないと考える自治体関係者もいるだろうが、それは大きな勘違いである。ほとんどの被害者は、自治体が支援をしてくれる

こと自体を知らないた

め潜在化しているだけだ。

犯罪被害者らが、全国どこでも同じような支援を受けられるようにするためには、国が自治体の被害者支援に対して助成金を交付する仕組みが不可欠だと思われる。政府・与党には検討を望みたい。

私も参加した「被害者

が創る条例研究会」は昨夏、犯罪被害者等基本条

例を作成し、各地の自

治体に条例制定を促す活

動を開催している。茅ヶ崎市の条例制定には、公明党の地方議員が助力してくれたおかげで、この

ように早期に実現できた

。全国規模で職員の研修プログラムを整え、資本をアップさせていくことも欠かせない。

公明党は弱い立場の人間に寄り添う優しい政党だ。条例制定の動きを応援してもらえば、大変にありがたい。

### 担当職員の研修強化や国からの助成が必要

犯罪被害者等基本法の施行から10年。公明党の地方議員の後押しもあり、被害者への支援強化に乗り出す自治体も現れる一方、自治体間での取り組みの「温度差」も浮き彫りになっている。